**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年９月24日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①アカネインターナショナル株式会社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－802号　④アカネインターナショナル株式会社　千葉県船橋市飯山満町三丁目108番地64　代表取締役　金子裕幸　⑤本社営業所　千葉県船橋市飯山満町三丁目108番地64　⑥平成20年７月３日　⑧平成25年７月３日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県船橋市飯山満町三丁目108番地64　アカネインターナショナル株式会社　代表取締役　金子裕幸

Ｂ　①東石産業株式会社（イーエスツアー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2472号　④東石産業株式会社　東京都大田区蒲田一丁目１番７号　代表取締役　松下敏治　⑤東石産業株式会社　東京都大田区蒲田一丁目１番７号　⑥昭和58年８月19日　⑧平成25年８月19日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都大田区蒲田一丁目１番７号　東石産業株式会社　代表取締役　松下敏治

Ｂ　①株式会社山鳳（クルーズジャパンドットコム）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6438号　④株式会社山鳳　神奈川県藤沢市鵠沼海岸三丁目４番５号　代表取締役　緒方格　⑤東京営業所　東京都葛飾区金町２－17－17　⑥平成23年６月９日　⑧平成25年８月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫神奈川県藤沢市鵠沼海岸三丁目４番５号　株式会社山鳳　代表取締役　緒方格

Ｂ　①アスパサービス有限会社（アスパサービスセンター）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3068号　④アスパサービス有限会社　東京都青梅市長渕八丁目172番地の15　代表取締役　松野英昌　⑤本店　東京都青梅市長渕八丁目172番地の15　⑥平成３年１月28日　⑧平成25年８月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都青梅市長渕八丁目172番地の15　アスパサービス有限会社　代表取締役　松野英昌

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成25年９月24日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ケン・プレミア札幌マネジメント　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２－549号　④株式会社ケン・プレミア札幌マネジメント　東京都港区西麻布一丁目２番７号　代表取締役　佐藤繁　⑤本社営業所　札幌市中央区南十条西６－１－21　⑥平成20年10月15日　⑦平成25年８月16日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ＮＴＳオフィス　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－654号　④野添サト子　宝塚市中筋山手１丁目７番21号　⑤本社営業所　宝塚市中筋山手１丁目７番21号　⑥平成22年３月29日　⑦平成25年７月20日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①株式会社都トラベルサービス　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－1275号　④株式会社都トラベルサービス　大阪市西区京町堀一丁目10番８号　代表取締役　衣川賢一　⑤本社営業所　大阪市西区京町堀一丁目10番８号　⑥昭和61年11月13日　⑦平成25年８月14日　大阪府知事登録旅行業第３－1275号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社西日本ツーリスト　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－207号　④株式会社西日本ツーリスト　南丹市園部町新町火打谷１番地の３　代表取締役　野中一秀　⑤本社営業所　南丹市園部町新町火打谷１番地の３　⑥昭和49年８月５日　⑦平成25年８月５日　京都府知事登録旅行業第３－207号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①有限会社鳴子観光　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２－77号　④有限会社鳴子観光　大崎市鳴子温泉字車湯92番地の45　代表取締役　尾形嘉瀧　⑤本社営業所　大崎市鳴子温泉字車湯92番地の45　⑥昭和46年７月15日　⑦平成25年６月４日　宮城県知事登録旅行業第３－77号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社奈良旅ネットワーク　②第２種旅行業　③奈良県知事登録旅行業第２－110号　④株式会社奈良旅ネットワーク　大和郡山市筒井町897番地の１八百井ビル２Ｆ　代表取締役　西川久男　⑤本社営業所　大和郡山市筒井町897番地の１　⑥平成４年４月22日　⑦平成25年２月18日　奈良県知事登録旅行業第３－110号　⑧130万円　⑨1100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ｂ　①ソレックスインサイト株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1862号　④ソレックスインサイト株式会社　名古屋市中村区名駅南一丁目18番24号　代表取締役　藤川雄也　⑤本社営業所　名古屋市中村区名駅南一丁目18番24号　⑥平成20年10月15日　⑦平成25年８月16日　愛知県知事登録旅行業第３－1353号　⑧1340万円　⑨7000万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾